

## 意見陳述

控訴人ら代理人弁護士 津久井進

5 第1審判決は、3つの大きな誤りをおかした。第1に本件紛争の核心に触れていないことである。第2に事実を正しく理解していないことである。第3に結論優先で理由が論理破綻していることである。結論がどのようなものであれ、事実認定が的確で、論理が通っていて、問題の実相に鋭く迫っていたならば、正鵠を射たものとして判決を受け入れることが可能となる。原判決には、それが欠けていた。

10 住民は、本件道路について「真に必要な不可欠な道路であり、合理性があれば、地元の不利益も受忍する」と明言している。その姿勢は30年前から変わらない。しかるに、神戸市は、住民の対話や協議を怠り本件事業の必要性・合理性について頑なに説明を拒む。すなわち、公害調停の場でも説明会等の場でも、住民からの疑問や指摘に誠実に答えないまま工事を強行するに至ったことから、本件提訴に踏み切らざるを得なかったのである。原判決はかかる神戸市の姿勢にも無理解であった。

15 控訴人らは、当審において要請したいことを控訴理由書等に記した。その中で最も強く訴えたいのは本件現場の状況の理解である。控訴人らは検証を申出ている。天井川左岸線、離宮公園前交差点、新設道路の合流予定箇所、高架部分のカーブ設置予定箇所の4地点を実際に見届け、五感でもって確認すれば、本件争点の実相が  
20 瞬時に把握できる。現場の交通量を見れば、渋滞緩和が理由たり得ないことが十分理解いただくことができる。また、現場の状況が頭に入れば、神戸市と自治会の間の確認書・誓約書等の位置付けがよく分かる。さらに、いかなる環境の激変が待ち受けており、住民らに不利益が生じるかも容易に推認できる。

25 控訴人らは、原判決の説得力の欠如が、現場を認識・理解していないところに原因があると考えている。当審で的確な審理を尽くしていただくためにも、ぜひとも検証実施を速やかに決定いただきたい。

以上